

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

♣ ゴルフコンペ費用

Q :会社でゴルフコンペを行おうと思っています。開催方法の違いで交際費の負担が違って来るそうですが、どのようになっているのですか？

A :会費制で行う場合は、会費の設定がポイントになります。

【解説】

◆ 社外コンペの取扱い

得意先と行うコンペは、会社の業務に関係ある費用ですから、原則として、交際費に該当しますが、会費制とする場合には、その会費の額によって次のように取り扱われます。

- ① 会費の明示がある場合でプレー代相当額以上の会費を徴収する場合
総費用－会費の合計＝交際費
- ② 会費の明示がある場合でプレー代相当額に満たない会費を徴収する場合
総費用＝交際費
- ③ 会費の明示がない場合
総費用＝交際費
- ④ プレー代は個別精算する場合
懇親会費や商品代の総額＝交際費
- ⑤ 会費は任意の金額とする場合
総費用＝交際費

◆ 社内コンペの取扱い

従業員を対象とする慰安のための社内コンペ費用を会社が負担した場合は、その経済的利益は給与として取り扱われます。

